

令和6年3月20日

利用者様各位

ひかりケアステーション  
管理者 古谷 倫祥

## 「特定事業所加算Ⅰ」による算定のご報告

[令和6年4月改定] (障害福祉、同行援護のみ)

この度、当事業所は、令和6年4月1日より、同行援護サービスに係る特定事業所加算をⅠで算定させて頂くことになりましたので、お知らせいたします。

引き続き、サービスの向上に努力してまいりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 【算定加算】

算定加算 特定事業所加算Ⅰ (3月分迄はⅡ)  
加算率 利用料に20%の上乗せ(3月分迄は10%)  
算定開始 令和6年4月1日

#### 【算定理由】

当事業所は同行援護サービスに於いて、特定事業所加算Ⅱの認定を受けていましたが、前年度のサービス提供実績にて、障害程度区分5以上の利用者様へのサービス提供割合が増えたので、2024年度(2024年4月)からは特定事業所加算Ⅰを算定することとなりました。また、これにより算定単位数が基本算定単位数に対して1割増加から2割増加に変わることとなりました。

以上